

## 実質公債費比率・将来負担比率ともに改善！

# 平成25年度決算に基づく 「健全化判断比率及び資金不足比率」を公表します

財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を目的として制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、健全化判断比率及び資金不足比率について公表が義務付けられています。

いずれかの比率が早期健全化段階や財政再生段階（将来負担比率を除く）の基準値以上になった場合には、それぞれ法で定められた計画の策定を行い、財政の健全化を図ることとなります。平成25年度決算に基づく白鷹町の状況は下記のとおりすべて基準を下回りました。引き続き財政の健全化に取り組んでまいります。

◆健全化判断比率について（速報値）				（単位：％）
比率名	本町の状況	早期健全化基準	財政再生基準	参考：昨年度の状況
実質赤字比率	－（赤字なし）	15.00	20.0	－（赤字なし）
連結実質赤字比率	－（赤字なし）	20.00	30.0	－（赤字なし）
実質公債費比率	12.0	25.0	35.0	13.5
将来負担比率	63.2	350.0		66.8

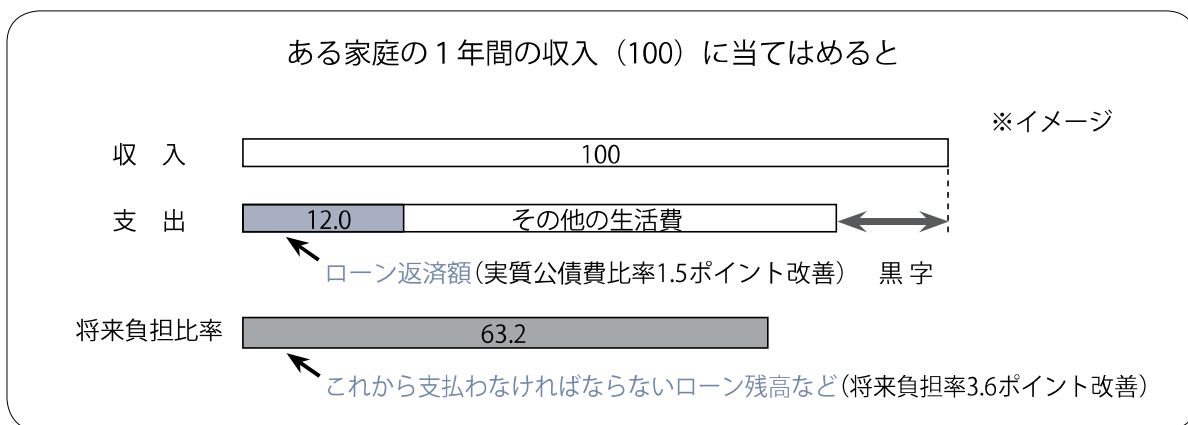
### ◆公営企業における資金不足比率について

公営企業ごとに、資金の不足額が事業の規模に対してどれくらいの割合になっているかを示しています。水道、町立病院、訪問看護ステーション、下水道、農業集落排水の全会計について、資金不足は発生していないため比率はありません。

### ◆それぞれの比率を家計に例えると…

町の財政状況について、一般家庭の家計に例えることは、多少の無理がありますので、あくまでイメージとしてご紹介します。

- ◇実質赤字比率：1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇連結実質赤字比率：2世帯住宅などの場合、それぞれの世帯の家計を合算した家族全体での1年間の家計に占める赤字の割合
- ◇実質公債費比率：年収に占めるローン返済額の割合
- ◇将来負担比率：ローン残高や生命保険の支払いなどが年収の何年分に相当するかを示した割合



総括表① 健全化判断比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
064025	山形県	白鷹町	-	-	12.0	63.2

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
	4,858,234	275,308	財政再生基準	20.00	30.00	35.0

総括表② 連結実質赤字比率等の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名

山形県白鷹町

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	541,537	11.1
小 計		541,537	11.1
標準財政規模		4,858,234	100.0
実質赤字比率 (%)		-11.14	※

会 計 名		実質収支額	
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	75,891	1.6
	介護保険特別会計	24,740	0.5
	後期高齢者医療特別会計	27	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	384,052	7.9
	病院事業会計	427,696	8.8
	訪問看護ステーション事業会計	13,020	0.3
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
法 非 適 用 企 業	下水道特別会計	15,346	0.3
	農業集落排水特別会計	5,146	0.1
宅地造成事業以外			
宅地造成事業			
合 計		1,487,455	30.6
標準財政規模(再掲)		4,858,234	100.0
連結実質赤字比率 (%)		-30.61	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成25年度決算)

Ver.25.00

団体名 山形県白鷹町

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
	元利償還金の額(繰上償還額を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。)	災害復旧費等に係る基準財政需要額	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。)
平成23年度	1,179,493			474,274	51,767	16,318	146	60,422	99,582	198,669	705,737	39,640
平成24年度	996,367			464,008	33,958	15,392	208	56,908	93,677	192,365	618,424	37,532
平成25年度	929,547			458,734	16,311	15,392	147	54,027	88,873	181,793	604,747	37,462

	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金	密度補正により基準財政需要額に算入された準元利償還金(地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。)	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成23年度	8,911	39,527	1,381,757	3,459,306	288,146
平成24年度	8,890	39,718	1,399,637	3,268,759	273,737
平成25年度	8,891	39,501	1,402,030	3,180,896	275,308

⑱
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成23年度	14.10676
平成24年度	11.70229
平成25年度	10.38851

実質公債費比率(3カ年平均)
12.0

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国土土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成23年度					15,392			926	
平成24年度					15,392				
平成25年度					15,392				

総括表④ 将来負担比率の状況（平成25年度決算）

Ver.25.00

団体名

山形県白鷹町

将来負担額

(単位:千円)

地方債の現在高	債務負担行為に 基づく支出予定額	公営企業債等 繰入見込額	組合 負担等見込額	退職手当 負担見込額	設立法人の 負債額等 負担見込額	地方道路公社			連結実質 赤字額	組合連結実質 赤字額負担見込額
						地方道路公社	土地開発公社	第三セクター等		
8,124,212	15,392	3,941,452	182,924	1,293,665	0	0	0	0	0	0

(分母比)

209      0      101      5      33

充当可能財源等

(単位:千円)

充当可能基金	充当可能 特定歳入	基準財政需要額 算入見込額	
		うち都市計画税	
2,044,364	383,200	211,873	8,664,056

(分母比)

53      10      5      222

将来負担額 A	348	—	充当可能財源等 B	285	A - B	63	将来負担比率 (%)
13,557,645			11,091,620		2,466,025		
=							
標準財政規模 C	125	—	算入公債費等の額 D	25	C - D	100	
4,858,234			961,267		3,896,967		63.2